

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 - 1 通商関係条約</p> <p>(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(<u>新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定(後記 3 - 1)</u>、<u>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記 3 - 2)</u>、<u>経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記 3 - 3)</u>、<u>戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(後記 3 - 4)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p>	<p>1 - 1 通商関係条約</p> <p>我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定(<u>新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定(後記 3 - 1)</u>、<u>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(後記 3 - 2)</u>、<u>経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(後記 3 - 3)</u>を除く。以下本項において「条約」という。)で関税関係条項を含むものは、別紙 1 のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 - 1 <u>新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第1号)、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書(平成19年条約第9号)</u></p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポール産品に対する税率(シンガポール税率)及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)</p>	<p>3 - 1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第1号)</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づくシンガポール産品に対する税率(シンガポール税率)及び原産地認定基準並びに積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書<u>条約による特別規定</u>の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第1項第2号 <u>シンガポール協定原産地証明書</u> に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 - 2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第 8 号)</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づくメキシコ産品に対する税率(メキシコ税率)及び同協定第 4 章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条の規定において定めるメキシコ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第 61条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)</p> <p>なお、同協定第165条に規定する合同委員会が協定発効の日に採択する同協定第10条に規定する統一規則の附属書 2 - B (List of Specifically Described Goods)に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第 4 章及び同協定附属書 4 に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書 2 - B に記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていないこととなっている。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書 2 - B に記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書 2 - B に記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。</p>	<p>3 - 2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第 8 号)</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づくメキシコ産品に対する税率(メキシコ税率)及び同協定第 4 章 <u>原産地規則</u> において定める原産地規則並びに同協定第39条、第44条、第48条及び第49条 <u>原産地証明書・原産品であることについての確認・輸送中の産品又は蔵置されている産品・定義</u> の規定において定めるメキシコ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書 <u>条約による特別規定</u> の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条第 1 項第 3 号 <u>メキシコ協定原産地証明書</u> に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)</p> <p>なお、同協定第165条 <u>合同委員会</u> に規定する合同委員会が協定発効の日に採択する同協定第10条 <u>統一規則</u> に規定する統一規則の附属書 2 - B (List of Specifically Described Goods)に記載された貨物である場合、メキシコ税率の適用を受けるためには、同協定第 4 章及び同協定附属書 4 <u>品目別原産地規則</u> に規定する要件を満たし、かつ、当該貨物に係る統一規則の附属書 2 - B に記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されていないこととなっている。したがって、輸入申告に係るメキシコからの貨物が統一規則の附属書 2 - B に記載されているものである場合には、当該貨物に係る同附属書 2 - B に記載された記述(品名)がメキシコ協定原産地証明書の「6. Description of goods」の欄に記載されているか否かを確認する必要があるので、留意する。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 - 3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(平成 18 年条約第 7 号)</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づくマレーシア産品に対する税率(マレーシア税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 43 条、第 44 条及び第 45 条の規定において定めるマレーシア協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 <u>2</u> 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)</p>	<p>3 - 3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(平成 18 年条約第 7 号)</p> <p>この協定の実施に当たり、同協定に基づくマレーシア産品に対する税率(マレーシア税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 43 条、第 44 条及び第 45 条<u>《原産品であることの確認、関税上の特惠待遇の決定》</u>の規定において定めるマレーシア協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書<u>《条約による特別規定》</u>により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 <u>4</u> 号<u>《マレーシア協定原産地証明書》</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3 - 4 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ協和国との間の協定（平成 19 年条約第 8 号）</p> <p><u>この協定の実施に当たり、同協定に基づくチリ産品に対する税率(チリ税率)、原産地認定基準、積送基準の具体的規定及び同協定 47 条、第 48 条及び第 49 条の規定において定めるチリ協定原産地証明書及び税関手続については、関税法第 3 条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については、関税法施行令第 61 条第 1 項第 2 号に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)</u></p>	<p>(新 規)</p>